

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第203号
告示年月日	令和2年3月17日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-0158
箇所名	夫内
所在地	角田市江尻字夫内、字中谷津
調査機関	宮城県大河原土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

宮城県

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1221号)」

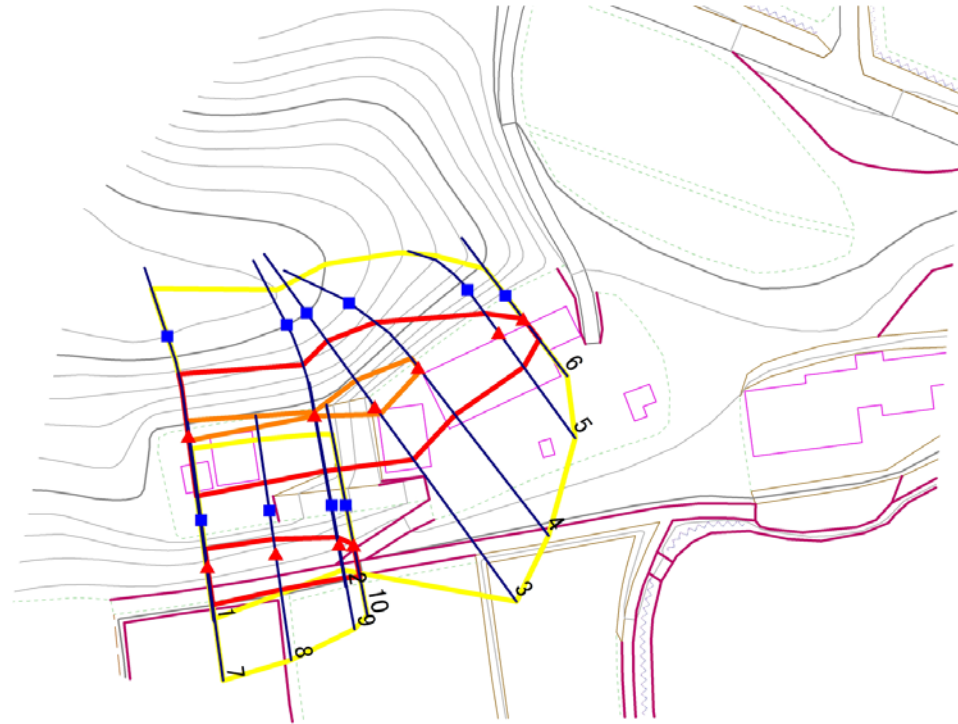
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第203号
告示年月日	令和2年3月17日

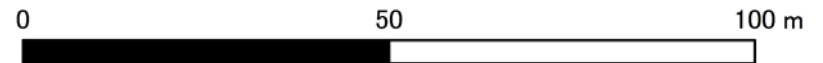
危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成30年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-0158	箇所名	夫内	所在地	角田市江尻字夫内、字中谷津
---------	------	-----------	-----	----	-----	---------------



1:1,000



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合 土石等の移動による力が $100\text{kN/m}$ を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを越える区域	
それ以外の区域		

凡例		上端		横断測線
		下端		

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第203号
告示年月日	令和2年3月17日

## 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-0158	箇所名	夫内	所在地	角田市江尻字夫内、字中谷津											
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	109.98	1.00	100.00	1.00	-	-	11.89	2.35	~								
2 ~ 3	119.73	1.00	100.00	1.00	-	-	13.46	2.66	~								
3 ~ 4	119.73	1.00	100.00	1.00	-	-	13.46	2.66	~								
4 ~ 5	-	-	100.00	1.00	-	-	13.02	2.58	~								
5 ~ 6	-	-	73.60	1.00	-	-	10.70	2.12	~								
~									~								
7 ~ 8	-	-	67.62	1.00	-	-	10.70	2.12	~								
8 ~ 9	-	-	63.65	1.00	-	-	10.70	2.12	~								
9 ~ 10	-	-	59.51	1.00	-	-	10.11	2.00	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								